自殺対策の現状

者の現状を浮き彫りにすることが社会的にタ 組むこととなりました。 市町村は基金配分を財源に自殺者対策に取り 自殺対策緊急強化事業基金が設立され、 国による自殺対策が本格化したことで、 しかしながら、 自殺 各 地 誰でも閲覧できる状態にして る大きな力になりました。 たことが、

2 グループの設立 策定ワー ーキング

喫緊の課題であるとの危機意識を持った私 行政の優先順位は低いものの、 当事者の見えない社会的 条例制定へ着手することにしました。 課 自殺者対策は 題 ゆ うえに、

はなかったことから、 る議員提案としての成立を目指すことにしま 委員会による条例提案を模索しましたが、 会内においても関心を得ていくことが容易で 当初は地方自治法第109条で定める常任 その際に、 のぼりべつ生活支援者勉強会」 私と想いを共有していただ 同法第112条で定め 議

登別市議会議員

弘之 辻

政策課題に確信を得

自治体ごとのデータをいつでも

広く専門家や関係団体等を巻き込んだ議論 よる条例制定~登別市生きることを支えあう自殺対策条例

自殺関連に特化した条例としては道内初となる議員提案条例。

策は困難であるとの見解が示されていました。

した。

存在です。 いたのが

この勉強会は、

登別市役所で初めて社会福

しかし私自身、

社会福祉士・精神保健福祉

だから」などの環境負因により、

「自殺の名所があるから」、

「高齢化社会

具体的な対

自らが専門資格(社会福祉士・精神保健福祉士)を持つ筆者が、関係者を募って勉 強会を結成したところから始まり、関係団体のオフィシャルな参画と協力を得て協議を 進め、議員と社会福祉関係者・医師・教育関係者などで構成された条例案策定ワーキ ンググループが、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会などの関係団体と協力し て条例案を策定するに至った。

がっ

ていない実情を議会で取り上げました

現対策では自殺者数の低減につな

に向けた具体的対策には乏しいのが現状です

することもままならず、画

視されがちな中では、

地域の実情を分析

的なパネル展や

ストレスチェックシステムの購入などに予算

実際の自殺者の実態把握や、

防止

果が低 ける自殺の基礎資料」を中心に分析しました。 省がホームページで公開している ずしも一 実情とは異なることに疑問を持ち、 士としても活動する中で、現場で感じていた 行政執行部と異なり、 果、 いことが確認できました。 致しておらず、 全国傾向と本市における実態は必 情報量が圧 画 的 な対策では効 「地域にお 厚生労働

は、

職員や民間の福祉職、

民生委員、

保育士など

設立

祉士が採用となったことをきっかけに、

の若手有志と共に設立したものです。

地 方議員の立場におい ては 玉 が詳 倒的に少 細

の趣旨で始めた活動でしたが、次第に、

や意欲を持って業務に取り組めるようにと

新卒採用の市職員が専門職としての倫理

童

障

:がいなど分野ごとに縦割りになりが

議員提案条例の今日的意義を問い直す

39 ◆自治体法務研究 2020・冬

となっていました。ちな福祉や教育等の現場が広く交流できる場

その場において自殺者の現状について課題になりました。

した。
議員としての行動は、個々の政治活動とした。

3 自殺対策条例の内容と提案の仕組

機関の設置を定めることが、執行部の予算編格会について、議員提案により実質的に附属ともに、自殺対策推進計画を連絡会と協議しともに、自殺対策推進計画を連絡会と協議しともに、自殺対策推進計画を連絡会と協議した。この予防対策連絡会について、議員提案により実質的に対策を表している。

摘されました。 成権に介入する行為ではないかと議会から指

ŋ す。 されています。 を行うことで理解を得るようにしましたが、 編成権に係る条例提案には慎重さが必要で 執行部に真意を理解していただいたこともあ b 条・第222条にあるとおり、 議員提案である性質上、 「私的諮問機関」を想定しているとの答弁 結局、 そこで議会審議時においては、 条例制定後は附属機関として設置 地方自治法第112 いわゆる予算 あくまで

また、本条例をきっかけに市議会としての独立性をより高めることができたと捉しての独立性をより高めることができたと捉しての独立性をより高めることができたと捉しての独立性をより高めることができたと捉しての独立性をより高めることができたと捉しての独立性をより高めることができたと捉しての独立性をより高めることができたと捉しての独立性をより高めることができたと捉います。

4 策定後の活動状況

政 制が続いています。 会で具体的対応策が協議され、 Ø も民間の立場から様々な提案・協力を行う体 ググループのメンバーが多く委嘱され、 Ź の管轄であるとして対策に乏しかったいわ 条例制定後、 ″自殺の名所 ″ 予防対策連絡会にはワー に対して、 例えば、これまでは道行 予防対策連絡 パトロー 現在 · ル 車 キン

地での自殺者数は激減しました。設置等の対策が講じられたことにより、当該

になりました。 また、庁内における情報の共有化と集約を定めたことにより、自損行為による救急搬送 (消防)、未成年者の自殺 (教育)、高齢者の自殺 (介護)など、これまでは庁内各々で把 はされていた情報に対する集約化も進むよう

議員提案条例の持つ意味

5

る術となることに価値があるということで 文内容もほとんど変わらないのが実情です。 価されます。 方々による意欲的な活動の結果として高く評 も多いですが、これが結果的に模倣・追従条例 策条例の 捗度を比較する有力指標として、 証明として推奨されています。 に価値があるのではなく、 についての調査研究はほとんど行われず、 方々の実態把握や、 行うに当たり、地元自治体における当事者の 展開されており、このこと自体は当事者の を出現させてしまっている可能性があります。 忘れていけないのは、 例えば、手話言語条例の議員提案が全国で 般的に、 「制定件数」が取り上げられること しかしながら、 議員提案条例は政策提案機能 優先されるべき政策課題 条例は策定すること 政策課題を解決す 議会提案として 議会改革の 議員提案政 条 進

行状況は前向きなものとなり、本条例は初め 例の必要性が理解されたことで、 る声と体験を共有することにより、 事実証明の積上げと、民間を含めた現場にあ 批判もありました。しかしながら、客観的な 執行部や担当部局からは、 あるべきです。 の結果を重視していくことが何よりも大切で す。そのためには、制定後の執行と課題解決 い予算状況に対して私が無理解であるとの御 本条例策定に着手することを表明した際 現場の多忙や厳し 制定後の執 徐々に条

条例制定に関する事項年表

て有効性を持つに至りました。

年月	主な取組事項
平成25年10月	生活支援者勉強会の設立・年4回程度の会合を継続
平成29年3月24日	第1回市民向け自殺予防フォーラム開催(生活支援者勉強会主催)
平成29年7月14日 ~平成30年2月6日	条例制定に向けたワーキンググループ設立 条例制定に向けた課題の整理等を重ね、合計8回会合を開催。その 他、ワーキンググループと市担当部局との意見交換会を合計4回実施。
平成29年11月30日	市議会パブリックコメント実施要項制定
平成29年12月18日 ~平成30年1月17日	パブリックコメント実施
平成29年12月21日	第2回市民向け自殺予防フォーラム開催(生活支援者勉強会主催)
平成30年2月13日	登別市議会生活・福祉委員会所管事務調査において条例案の概要説明
平成30年2月24日	平成30年第1回登別市議会定例会にて「登別市生きることを支えあ う自殺対策条例」の議案上程。登別市議会生活・福祉委員会に付託。
平成30年3月12日	登別市議会生活・福祉委員会において審議、委員会として原案可決
平成30年3月22日	平成30年第1回登別市議会定例会にて可決・成立